飯南町通学路安全推進会議規約

（名称）

第１条　この会議は、「飯南町通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という）と称する。

（目的）

第２条　推進会議は、関係機関が相互に連携・協働して、通学路の安全確保に向けた取組を推進することを目的とする。

（取組）

第３条　推進会議は、前条の目的を達成するため、次の取組を行う。

1. 通学路の安全確保の取組に関する協議
2. 通学路の安全確保に関する情報及び意見交換
3. その他目的を達成するために必要な事項

（構成員）

第４条　推進会議は、下記を構成員とする。

・　飯南町教育委員会

・　飯南町住民課（※交通安全担当課）

・　雲南警察署交通課

・　国土交通省松江国道事務所管理第二課

・　国土交通省松江国道事務所頓原維持出張所

・　島根県雲南県土整備事務所維持管理部維持課

・　島根県雲南県土整備事務所企画調整スタッフ

・　飯南町建設課（※道路管理担当課）

（役員）

第５条　推進会議には、会長１名、副会長１名を置く。

２　会長は、飯南町教育委員会次長を充てる。

３　副会長は、飯南町住民課長（※交通安全担当課）を充てる。

４　会長は、推進会議の会務を処理し、推進会議を代表する。

５　副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代理する。

（推進会議）

第６条　推進会議は、会長が招集し、その議長となる。

２　会長は、必要があると認めるときは、推進会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第７条　事務局は、飯南町教育委員会に置く。

附則

この規約は、平成２６年１０月３０日から施行する。